

コース規格規定

(前書) 公益社団法人日本ローイング協会(以下「日本協会」という)の競漕規則(以下「競漕規則」という)第8条に基づき、コース規格についてコース規格規定(以下「本規定」という)を定める。本規定は理事会承認事項とする。

第1章 総則

第1条 競漕規則第5条に定める当協会が主催または主管する大会(以下「全日本級大会」という)と、それら全日本級大会参加のため都道府県等の代表選出が必要な場合のブロック予選会及び地区予選会(以下「地域予選会」という)は、本規定第3条による場合を除き、本規定第4条でそれぞれ必要とされる等級以上と認定されたコースで、かつ、認定の有効期間内にあるコースで開催しなければならない。

なお、コースタルローイング、ビーチローイングについては別途規定を定めるものとする。

第2条 当協会は、コースの管理者または当協会正会員からの申し出に基づき、当該コースの本規格との適合度合いに応じ、本規定第4条に定めるAからCの等級のいずれに該当するかを判定し認定する。認定手続き等については別に定める当協会公認コース認定規定によるものとする。

第3条 全日本級大会及び地域予選会の開催コースに関し、等級、規格等が本規定によりがたい場合の扱いは、主催者または主管者の上申に基づき当協会の施設委員会が発議し当協会の承認を得て決定する。

第2章 規格

第4条 認定等級は全日本級大会及び地域予選会に供されるコースでは上位順にA級、B級、C級の3等級とし、それら3等級に該当しないコースでも安全上の特段の瑕疵がないと認められた普及目的のコースはD級とする。

- ① 全日本級大会は、B級以上のコースで行う。
- ② 地域予選会はC級以上のコースで行う。
- ③ D級コースでは、全日本級大会及び地域予選会を除くその他の競漕会及び競漕行事等を開催することが出来る。

D級コースは日本協会による認定は不要とするが、コース管理者または当協会正会員によって「普及目的のコース(D級)の登録基準チェックシート」に適合することを

確認し、当協会施設委員会にチェックシートを提出する。当協会業務執行会議の承認を経てこれを登録する。

- 第5条 (1) 競漕レーンの長さは1000m、1500m、2000mの3種類とする。
ただしA級コースは2000mとする。
- (2) スタートライン、フィニッシュラインは互いに平行でなければならず、各競漕レーンは互い平行かつスタートライン、フィニッシュラインと直交し、レース距離全長にわたって直線でなければならない。
- (3) コースはフィニッシュラインの先にフィニッシュエリアを含め、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。(例図4)

第6条 コースには次に定める数の競漕レーンを設けなければならない。

A級 6レーン以上

B級 5レーン以上

C級 3レーン以上

前項のコースにおいては上記の他に回漕レーン、待機水域、練習水域を設けることとする。

第7条 競漕レーンの幅は12.5mを標準とし、12.0mから15.0mを許容範囲とする。レーン番号は放映等の支障のない限り、原則として発艇員(スターター)から見て左手側から1レーン、2レーン、3レーン・・・6レーンとする。その両側に予備的な競漕レーンを設ける場合、1レーンの左側を0レーン、6レーンの右側を7レーンとする。

コースでは、各レーンの境界をブイで標示しなければならない。

各ブイの間隔は第19条に定めたところによる。

第8条 (1) 競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の間隔(緩衝水域)を設けなければならない。

(2) コース内には、艇の進行を妨げ、あるいは艇が衝突するおそれのある岩礁や橋脚、杭など航行に危険を及ぼす固定物・固着物・構造物があってはならない。

(3) 少なくともコースの片側に、出漕艇がスタートに向かう際、競漕の運行に妨げのない、必要かつ十分な回漕レーンを確保すること。

大会時には、競漕レーン(6レーン備えるのが望ましい)のほか、回漕レーン、練習水域、待機水域等が設けるのが望ましい。競争漕条件が公平でない場合に備えて、競漕レーンを移動させるための予備的なレーンを設けることが望ましい。

第9条 レーンの水深は以下のとおりとする。判定は認定視察時の計測値と通常そのコースで大会等を開催する時と類似の条件下で計測された数値等を勘案して行うものとする。

各レーンの深さが均等でない場合 3 m以上

各レーンの深さが均等な場合 2 m以上

第10条 コースは流れのないことを原則とするがコースに流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ最大値が次ぎの流速を超えないことを原則とする。判定の基となる計測値については前条の水深と同様とする。

A級 10 cm/秒

B級 20 cm/秒

C級 30 cm/秒

第11条 スタートは陸上または水底に固定した設備（スタートポンツーンとスタートフィンガー）より行うものとする。

B級以下のコースでは、スタートポンツーンとスタートフィンガーを設置できない場合、水上の一定位置に錨などで係留したステイクボート、その他で代用してもよい。

第12条 発艇塔（スタートタワー）は、全レーンの中心線の延長上で、発艇線より40 mから50 m後方に設置し、見通しのよい高い台とする。その床面の高さは水面上3 m以上6 mまでとする。

ただし、C級コースでは発艇員が全レーン幅の中心で、発艇線の後方に位置すればよい。

第13条 B級コース以上では、スタートフィンガーごとに信号発艇装置とスピーカーを設置し、スターターの指示が全クルーに同時に均等に伝わるものとする。

信号発艇装置は発艇員および線審のために適切な場所に設置されるのは望ましい。

スタートポンツーンとスタートフィンガーを設置できない場合にはスタートタワーに設置した信号発艇装置とスピーカーによる指示が全クルー均等に伝わるようにしなければならない。

スターターが確認するための信号発艇装置を対岸に設置することが望ましい。

第14条 (1) 線審席及び見通し装置は正確に設備し、その判定が容易に行えるものでなければならない。

(2) 線審と発艇員の連絡のため通信設備を設けなければならない。

(3) 線審席は正確に発艇線延長上、直近のレーン外側ブイから15 m以上30 m以内の位置に固定され、床面の高さは、水面上1 m以上2 m以下とする。但しB級以下では本項の範囲に外れても、望遠装置などの補助により正確な見通しが出来る対策があれば

ば良い。

(4) 線審席の対岸には発艇線を明示・識別する標識(黄色と黒の塗り分け)を設置する。

第15条 スタートラインからフィニッシュラインに向い100mの地点(スタートエリア)に、発艇員及び主審が容易に確認し得る明瞭な標識を設置し、発艇区域の限界を標示するものとする。

ただし、レーン境界ブイの色を変えることによって発艇区域を明示する場合はこの限りではない。

第16条 舵手のいない艇の操舵を助けるため、各レーンの中心線の延長上で、スタートライン後方に高さの異なる2枚の操舵標識を30m以上の距離を置いて設置する。操舵標識は縦に中心を明示する線を標示し、その大きさは最初の250mの距離を隔てて容易に視認し得るものでなければならない。(例図5)

操舵標識の大きさの基準は高さ180cm、幅90cm以上とし、中心線を標示する線の幅は20cmとする。

ただし、B級以下ではスタートライン後方にレーンブイを5m~10m間隔で3~5個以上設置することで操舵補助標識に代えることが出来る。

第17条 スタート位置の両岸には、競漕規則による立入禁止区域を明瞭に標示しなければならない。

ただし、コース周辺の状況に応じ、競漕委員会は立入禁止区域の基準を変更することがある。(例図4)

第18条 (1) 全水域をコースとして使用しない場合は、自由水域を含むコースの外境を柔軟なレーンブイとは異なるブイによって標示しなければならない。

外境ブイ間の距離は次による。

A級 50m以内

B級 50m以内

C級 100m以内

(2) ブイ以外でコースの外境を標示する場合には、あらかじめ当協会施設委員会の承認を要する。

第19条 (1) 各レーンには、発艇線から250m毎に色の異なるブイ(赤)を設置する。

(2) 陸上または水上に250m毎に距離表示を設ける。

(3) C級コースでは、(2)を省略することができる。

(4) 発艇線から100mは色の異なるブイ(赤)を設置する。

(5) フィニッシュライン前の最終250mは色の異なるブイ(赤)を設置する。

第20条 (1)各レーンの中心を示すため500m毎にランドマークを懸架し設置することが望ましい。

(2)フィニッシュラインにおけるゴール目標板は決勝線より100m以上先（フィニッシュエリア自由水域の先）に設けることが望ましい。ゴール目標板の大きさの基準は高さ180cm、幅90cm以上とし、中心線を表示する線の幅は20cmとする。

第21条 第7条及び第2019条第3号項の各ブイの間隔は、次のとおりとする。

コースの級	A級	B級	C級
各ブイ間の距離	最初の100mは5m、 残りは10.0～12.5m	12.5～25.0m	50.0～100m

ただし、線審と写真判定が妨げられないようにスタートラインとフィニッシュラインにはブイを入れず、フィニッシュラインの先5mにブイを入れる。

第22条 決勝線の後方5mの線上で、コース外境から少なくとも5m離れた水面に、一辺の長さ30cmの赤の小旗を立てたブイを設置して決勝線の標示とする。コースの外側の水路が狭く、クルーの航行を妨げるおそれがあるときは、両岸陸上に赤旗又は赤の塗装を施した一辺の長さ50cm内外の標識板を立てる。両岸を利用できないときは片側1個とする。

第23条 B級以上のコースの決勝線には、計時連動映像撮影装置または写真判定装置を常備することが望ましいが、常備しないコースでは全日本級大会の開催時には当協会が判定能力を確認した装置を使用しなければならない。

第24条 決勝線における判定所は、大会本部側のフィニッシュライン延長上に直近のレーン外側ブイから15m以上30m以内の位置に設置されることを原則とする。但しB級以下では本項の範囲に外れても、望遠装置・写真判定装置などにより正確に判定出来る対策があれば良い。判定所の構造と設備は次のとおりとする。

- ① 階段式構造とし、各レーンを担当する判定員が各艇の艇首の決勝線通過を看視するのに妨げのないように設備する。
- ② 有線または無線通信装置により、発艇員の号令指示が拡声されて、タイム差なく聞き取れるように設備する。
- ③ 拡声器に連結したベルまたはブザーにより、各艇の艇首が決勝線を通過する都度、音響をもって合図するように設備する。
- ④ フィニッシュタワーの対岸にはフィニッシュラインを明示・識別する標識（黄色と黒の塗り分け）を設置する。

第25条 決勝線における立入禁止の区域は、判定所の両側及び対岸見通し板の両側にそれぞれ20m設け(例図4)、かつ明瞭に標示する。

第26条 (1) コースは10年に1回以上測量士が測量し、マークを印し、かつ平面図を作製し閲覧可能な状態で保管する。
(2) コース環境に著しい変動があった場合も測量士が測量し上記対応を行うものとする。

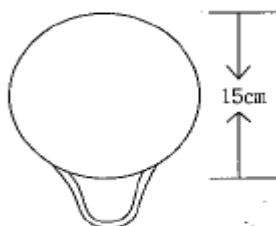
第27条 レーン境界ブイは、艇やオール、クルーに損傷を与えるおそれのないしなやかな(硬くない)材質のものでなければならない。その大きさは競漕艇の漕行を妨げないものとする。外境ブイ・決勝線標示ブイもこれに準ずる。

レーン境界ブイの大きさは次による。

形状 球形または直方体(下図参照)

直径 15cm以下

材質 しなやかな(硬くない)材質



ただし外境ブイは直径、材質ともこの限りではない。

第28条 コースには次の恒久施設を備えなければならない。

本部建物 同一建物で足りる。

艇庫

出入艇ポンツーン ポンツーン間の距離は接触事故が起こらないようにするため16m以上が望ましい。

配艇場(リギングスペース)

500m毎の計時場所および対岸標識

第29条 コースには次のような競漕用器具、備品を常備しなければならない。

計時装置

風速・風向計

拡声装置

通信設備

航行規則看板

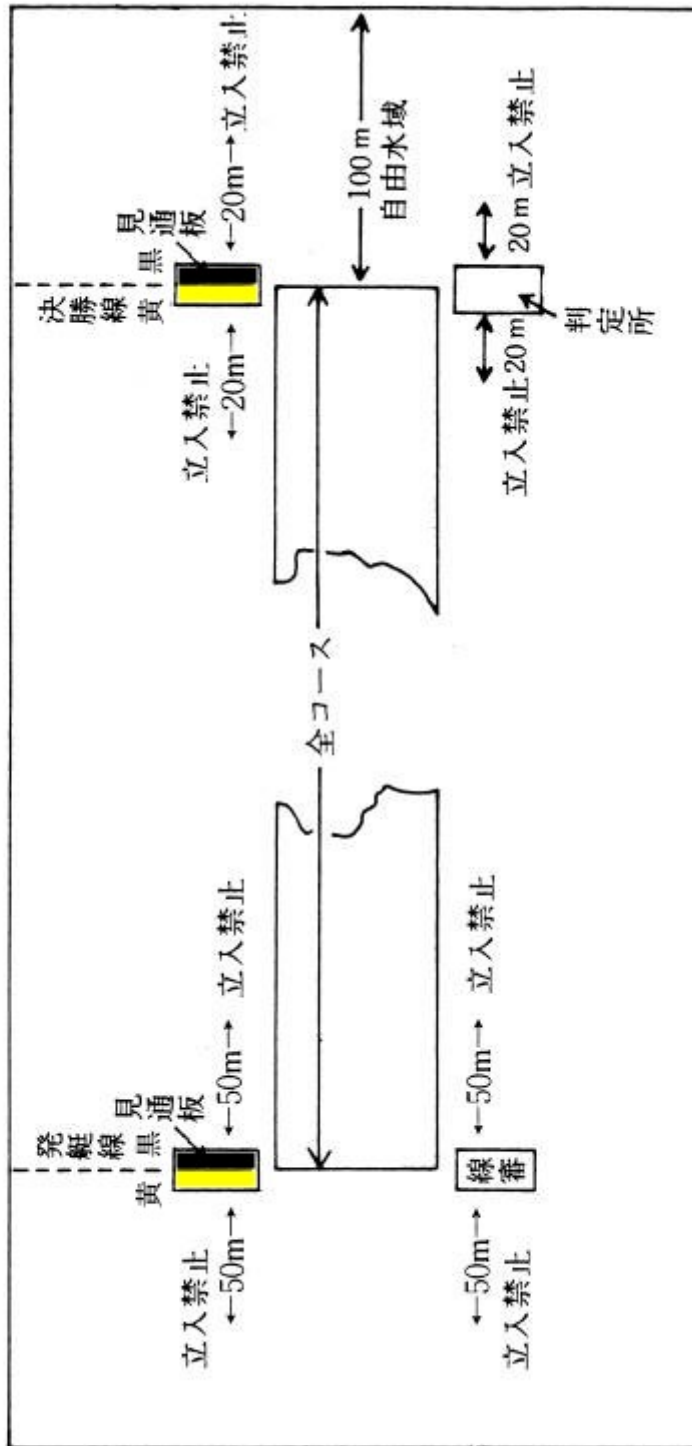
第 30 条 B 級以上のコースにはコースの維持管理のために管理者を置くことを原則とする

付則1 本規定は2013年6月15日、公益社団法人日本ボート協会平成24年度通常総会において承認され、2013年6月16日以降、効力を発する。

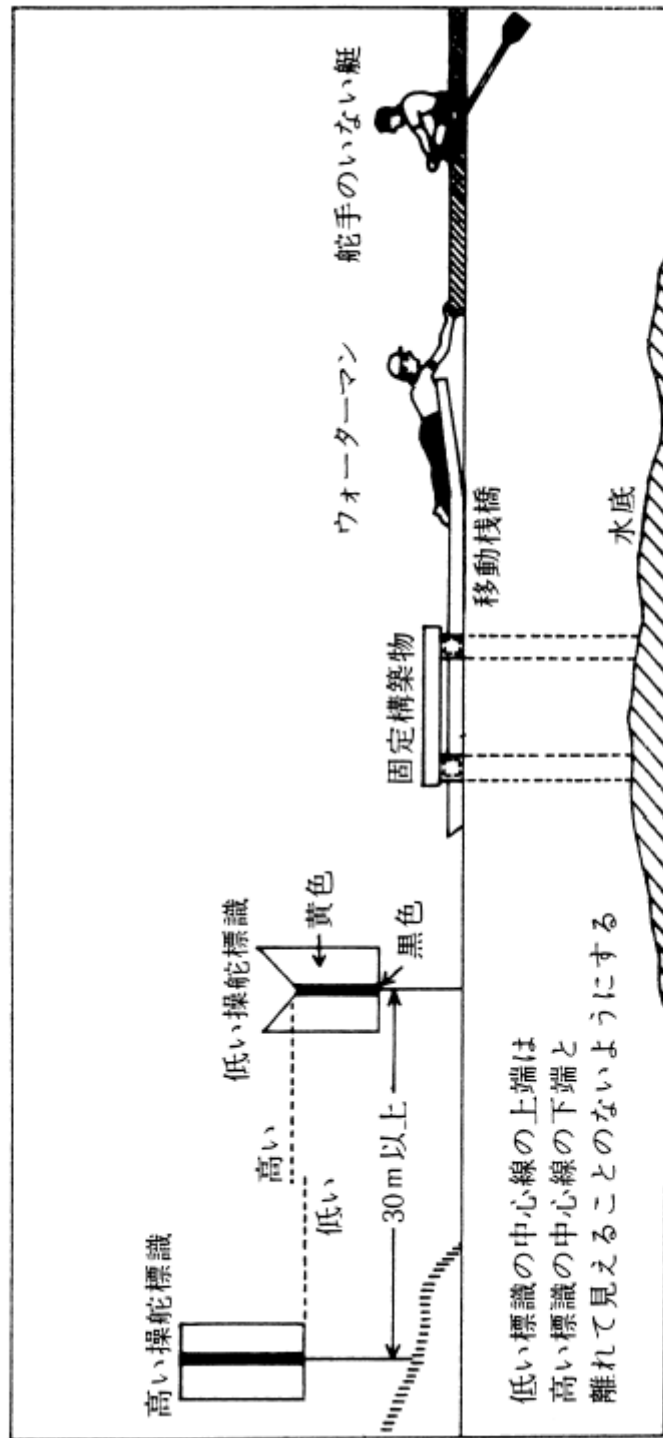
付則2 2010年12月改訂（例図4）

付則3 本規定は2020年7月23日、公益社団法人日本ボート協会2020年度通常総会において承認され、2020年7月23日以降、効力を発する。

例図 4



例図 5



例図 6

